

公募型行為許可の試行実施に関する事業者募集 募集要項 (山下公園レストハウス暫定利用)

1 趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、公園における公民連携に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を令和元年9月に策定しました。

基本方針においては、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を掲げています。

公募型行為許可制度では、公益性を確保しつつ民間事業者等の方々のアイデアを活用したイベント等を行い、公園の魅力と賑わいの創出を図ることを目指しています。

このたび、制度の確立に向けた試行として、従前の売店等の営業が終了した山下公園レストハウスを暫定利用し、イベント（※）を実施する事業者の公募に取り組みます。

※「イベント」とは、本公募では次のとおりとします。

- ① イベントの内容は、公園の魅力と賑わいの創出に資するものとします。
- ② イベントの内容に物品の販売を含むことができますが、従前のレストハウスの機能を踏まえ、販売する商品は公園利用者が必要とする物品（飲食物を含む）とします。

今回の試行実施においては、公募型行為許可制度の検討のため、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつイベントを実施していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証していきます。具体的には次のとおりです。

① 行為許可申請者の要件緩和

民間事業者等の方々が、単独で物品の販売を含むイベントの行為許可の申請をできるようにします。これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性を、行為内容に求めることとし、公益性の確保について検証していきます。

② 行為許可期間の緩和

行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、原則1か月間にわたるイベントの開催を可能とし、他の公園利用者への影響や公園の賑わいへの貢献を検証します。

上記の趣旨にご賛同いただき、山下公園の魅力と賑わいの創出に資するご提案を募集します。

2 試行実施の概要

(1) 対象公園

山下公園（中区山下町 279 番地）

(2) 実施場所

レストハウス内及び周辺園地（別図 1 参照）

(3) 実施期間

令和 3 年 2 月、3 月及び 6 月～9 月の各月単位で実施（合計 6 枠）

※令和 3 年 4 月及び 5 月はガーデンネックレス横浜 2021 で使用予定です。

※東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う関係機関からの安全上の要請等に応じ、許可した日程を変更する場合があります。

※実施月の決定は抽選となりますので、必ず希望した月にできるとは限りません。

(4) 実施時間

6 時 00 分～24 時 00 分の間

(5) 実施日数

期間内は原則毎日（1 か月間の中に準備・撤収期間を含みます）

(6) 募集単位

1 か月ごと 1 提案

※1 提案を複数月で実施する事はできません。複数月の実施を希望する場合は、複数の提案が必要です。

(7) 参加費の徴収

可能（実費相当）

(8) 付与する許可

公園内行為許可（横浜市公園条例第 6 条第 1 項第 6 号該当）

(9) 徴収する公園使用料

1 日につき 3,900 円（横浜市公園条例施行規則別表第 2）

例）2 月 1 日～2 月 28 日までの 28 日間実施（準備・撤収期間を含みます）

3,900 円×28 日間＝109,200 円

(10) 補足事項

① 一次インフラ（電気（コンセント）、給排水設備）あり。（詳細は別図 2 参照）

② 音の出る行為内容は、上記（4）実施時間内のみ提案可能ですが、実施に伴う音量や音質には、近隣等への迷惑とならないよう、十分に配慮してください。なお、苦情等の状況によっては、許可を取り消す場合もあります。

③ 「新しい生活様式」や国等の基準及び業種別ガイドラインに則ったイベントの実施方法としてください。

3 提案内容に関する条件

次の条件を全て満たすこと。

- ① 公園の魅力と賑わいの創出に資するイベント内容としてください。
 - ※ 特定の会員等のみが参加者となるようなイベントは不可です。
 - ※ 事前予約制を活用することも可としますが、当日利用枠も確保してください。
 - ※ 参加条件（例：子どもと保護者、〇歳以上など）を付すことなどは可能です。
 - ※ 物品の販売を行う場合、販売する商品は、従前のレストハウスの機能を踏まえ、公園利用者が必要とする物品（飲食物を含む）としてください。
 - ※ 提案に当たっては、本要項P 7に示す問合せ先に必ず事前相談を実施してください。
- ② イベントの実施とともに、レストハウス内又は周辺園地に無料休憩スペースを用意（イス及びテーブルの設置・撤収）してください。
 - ※ イス及びテーブルは、横浜市が貸与できるものもあります。（数量は別表参照）
 - ※ 用意する場所及び規模は、事業者の提案によります。
- ③ イベントの実施とともに、レストハウス内及び周辺園地の清掃活動等による公園の美観の向上や、イベントの情報発信にあわせた公園の魅力発信等を行ってください。
- ④ 行為内容は、公園周辺エリアの魅力と賑わいの向上に資することが期待できることとしてください。

4 応募にあたっての条件

(1) 応募者は次の条件を全て満たす法人であること。

- ① 提案の内容の実施主体であること。
 - ※ 実施方法は、応募法人単独、複数法人（応募法人とその他の法人で実施）、組織体（応募法人を含む複数法人により実行委員会等を結成）のいずれも可能。
- ② 提案と同様のイベント開催実績を有していること。
- ③ 市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）であること。
- ④ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為または不適切な行為が認められないこと。
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(2) 提案内容が次に該当しないこと。

- ① 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある場合
- ② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合
- ③ 政治的宗教的な要素を含む場合
- ④ 公共性及び公平性が担保できない場合
- ⑤ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

5 応募方法

別添の申込書（様式1）、提案説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、開催実績の分かる資料を添付し、次によりお申込みください。

(1) 申込期限

令和2年12月7日（月）17時まで（時間厳守）

(2) 申込方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールでお申込みください。

メールアドレス：ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

(3) 申込時の留意点

- ① 関係資料（企画書や開催実績が確認できるもの等）があれば、あわせて送付してください。（資料に応募者名は記載しないこと）
- ② メールの件名は【山下公園レストハウス暫定利用】としてください。
- ③ 申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 045-671-3648）をしてください。

6 質問書の受付

本要項の内容に疑義がある場合は、次により質問書（様式4）を提出してください。

(1) 提出期限

令和2年11月19日（木）17時まで

(2) 提出方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールで送付してください。

メールアドレス：ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

(3) 提出時の留意点

- ① メールの件名は【山下公園レストハウス暫定利用】としてください。
- ② メール送付後、必ず上記提出先まで電話連絡（TEL 045-671-3648）をしてください。

(4) 回答方法

令和2年11月27日（金）横浜市のホームページに回答を掲載する予定です。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/y-resthouse-shikou.html>

※ 電話等による個別回答は行いません。

7 行為許可候補の決定

(1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で関係部署による審査を行います。

項目		審査通過基準
イベントの公益性の確認	イベントの内容	公園の魅力と賑わいの創出に資すると認められること
	無料休憩スペースの用意	レストハウス内又は周辺園地に無料休憩スペースの用意を提案していること
	公園の美観の向上や魅力発信等	公園の美観の向上や魅力発信等が提案されていること
	公園周辺エリアへの意識	周辺エリアへの配慮及び連携等が意識されていること
	利用者	特定の利用者向けになっていないこと
応募者	本要項4(1)に示す①～⑤	①～⑤の全てに該当すること
提案内容	本要項4(2)に示す①～⑤	①～⑤に該当しないこと

(2) 行為許可候補の決定

審査の結果、基準を全て満たした応募提案を行為許可候補として決定します。審査結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します（行為許可候補とならなかった応募提案は提案内容のみ公表）。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/y-resthouse-shikou.html>

8 実施に向けた準備

(1) 実施月の決定

行為許可候補に選定された事業者は、通知に記載された日時、場所にお越しいただき、抽選により実施月を決定します。

なお、事業実施可能枠は6枠（2・3・6・7・8・9月）であり、行為許可候補に選定された事業者が7者を超えた場合、抽選の結果によっては事業が実施出来ないことがあります。

【方法】

- ① 全行為許可候補者による抽選を行い、1番を引いた事業者から順に実施月を選択していただきます。
- ② 2番を引いた事業者以降は、残る月の中から選択していただきます。（希望月がなくなった場合は、他の月を選択していただくか、ご辞退していただきます。）
- ③ 行為許可候補者が5者以下の場合及び辞退者が出たことによる実施月に空きが生じた場合には、複数提案をした行為許可候補者のみで2回目の抽選を行います。2回目

の行為内容は、1回目の提案内容と異なる行為内容で実施していただきます。

(2) 公園周辺エリアへの説明

実施月の決定後、山下公園周辺の関係者への事前説明（実施の内容や周辺エリアへのメリット等）をお願いします。説明先は、環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へお問合せください。

(3) 必要な手続

実施初日の2週間前までに、環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ所定の様式及びその他必要書類（公園周辺エリアへの事前説明の結果報告を含む）をそろえて公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施日初日より前に行為許可期間分を一括で納付してください。荒天等により開催できなくなった場合で、返還申請があった場合には、1日単位で公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(4) 禁止事項

公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はできません。

(5) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項3及び4に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(6) 実施の中止

実施月の決定後、実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(7) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

9 イベント実施後の原状回復

原則イベント実施前の状態に戻していただきます。そのため、実施前の状況を写真等で保管し、イベント実施後に南部公園緑地事務所都心部公園担当と現場立会を行います。破損等がある場合は、復旧していただく場合があります。

10 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに実施結果報告書（様式5）及び収支報告書（様式6）を提出してください。

本件は試行実施として位置付けており、今後の制度設計の参考とするために報告書の内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

11 スケジュール（予定）

令和2年11月13日（金）	公募開始
令和2年11月19日（木）17時	質問書提出期限
令和2年11月27日（金）	質問書に対する回答
令和2年12月7日（月）17時	提案書提出期限
令和2年12月下旬	審査、行為許可候補決定、通知
令和3年1月上旬	実施月決定（抽選）
令和3年1月中旬～	事業者による事前説明、行為許可申請等
令和3年2月～9月（4月、5月除く）	事業期間

12 問合せ先

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 27階

メールアドレス：ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

電話：045-671-3648



この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：PXP）」（公園緑地管理課
公民連携担当）との連携により進めています。

【屋外用】

丸テーブルシルバー 4脚



丸テーブルホワイト 3脚



椅子シルバー 31脚



椅子ホワイト 7脚



【屋内用】

椅子グリーン 4脚



椅子茶色 7脚



椅子ピンク 5脚



椅子ブルー 6脚



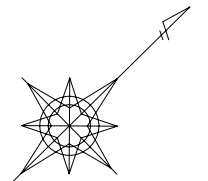
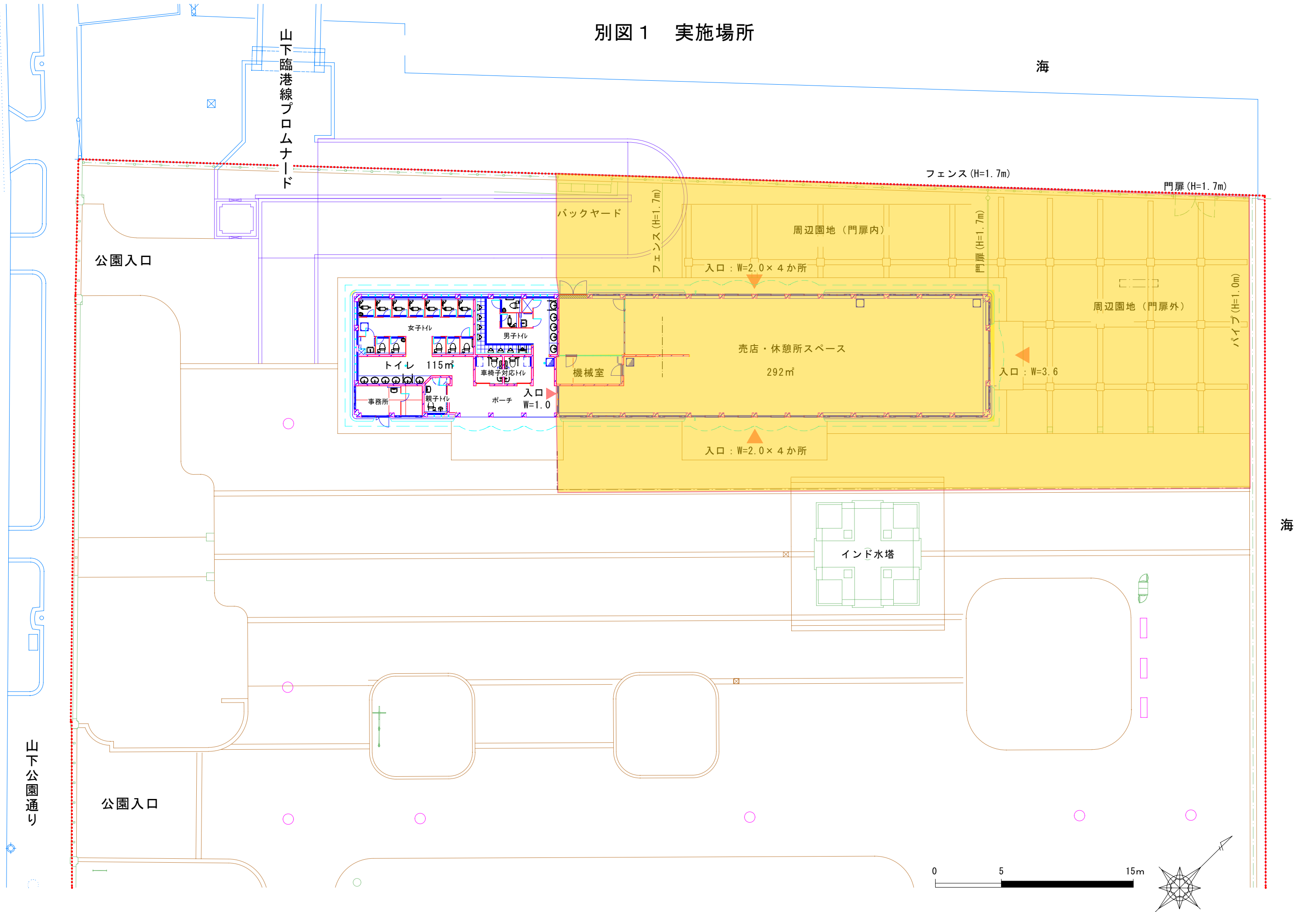
四角机ホワイト 6脚



四角机茶色 4脚



別図1 実施場所



山下公園通り

公園入口

公園入口

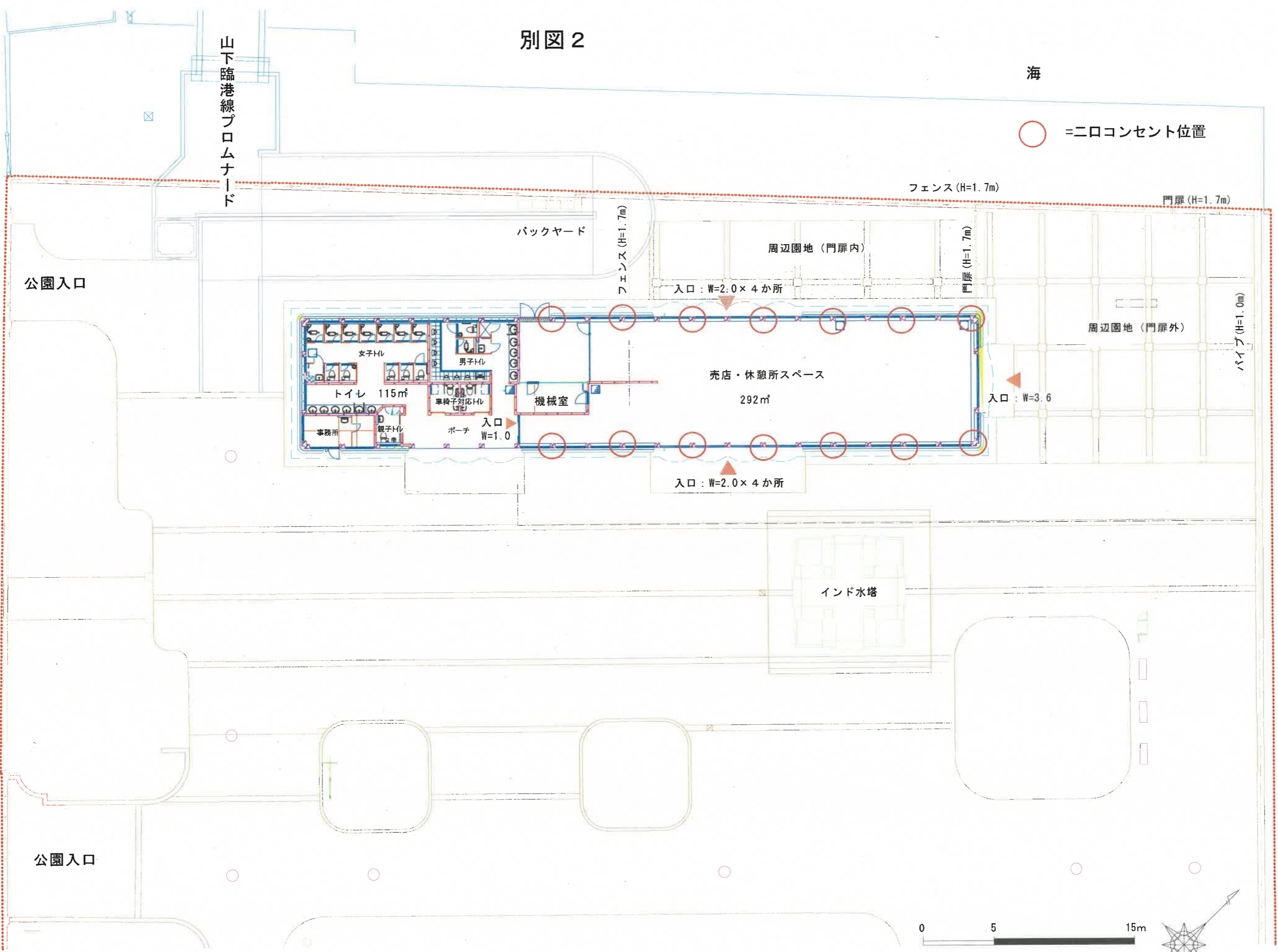
海

海

別図 2

海

○ =ニロコンセント位置



山下臨港線プロムナード

公園入口

バックヤード

フェンス (H=1.7m)

周辺園地 (門扉内)

入口: W=2.0 x 4 箇所

門扉 (H=1.7m)

門扉 (H=1.7m)

周辺園地 (門扉外)

パイプ (H=1.0m)

売店・休憩所スペース
292m²

入口: W=3.6

女子トイレ
男子トイレ
車椅子対応トイレ
トイレ 115m²
事務所
親子トイレ
ポーチ

機械室

入口
W=1.0

入口: W=2.0 x 4 箇所

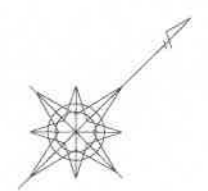
インド水塔

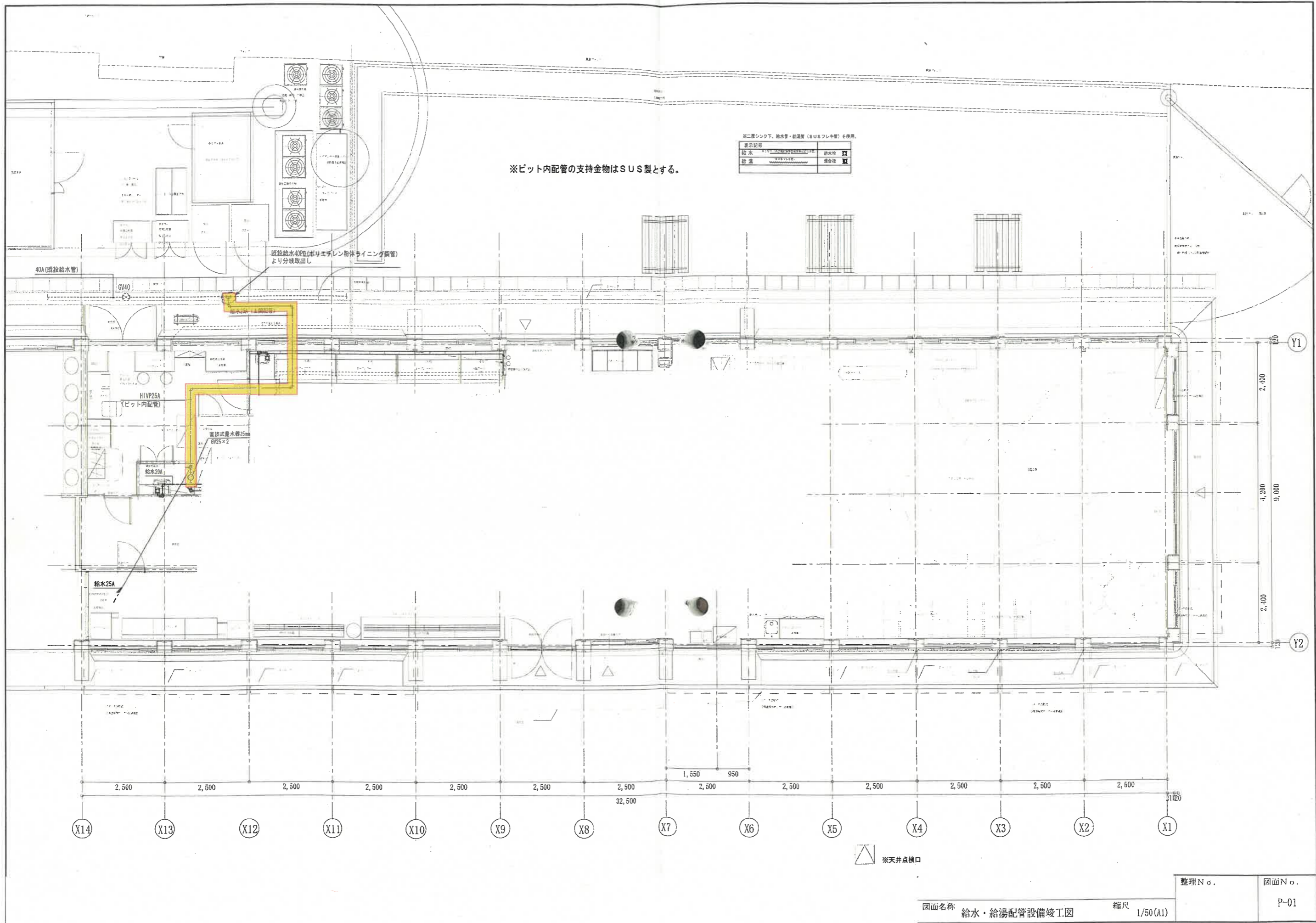
海

山下公園通り

公園入口

0 5 15m





※二層シंक下、給水管・給湯管（SUSフレキ管）を使用。

表示記号	給水	給湯
給水	給水	給湯
給湯	給湯	給水

※ピット内配管の支持金物はSUS製とする。

既設給水40mm(ポリエチレン樹脂ライニング鋼管)より分岐取出し

40A (既設給水管)

HIVP25A (ピット内配管)

直注式量水器25mm G1/2 x 2

給水20A

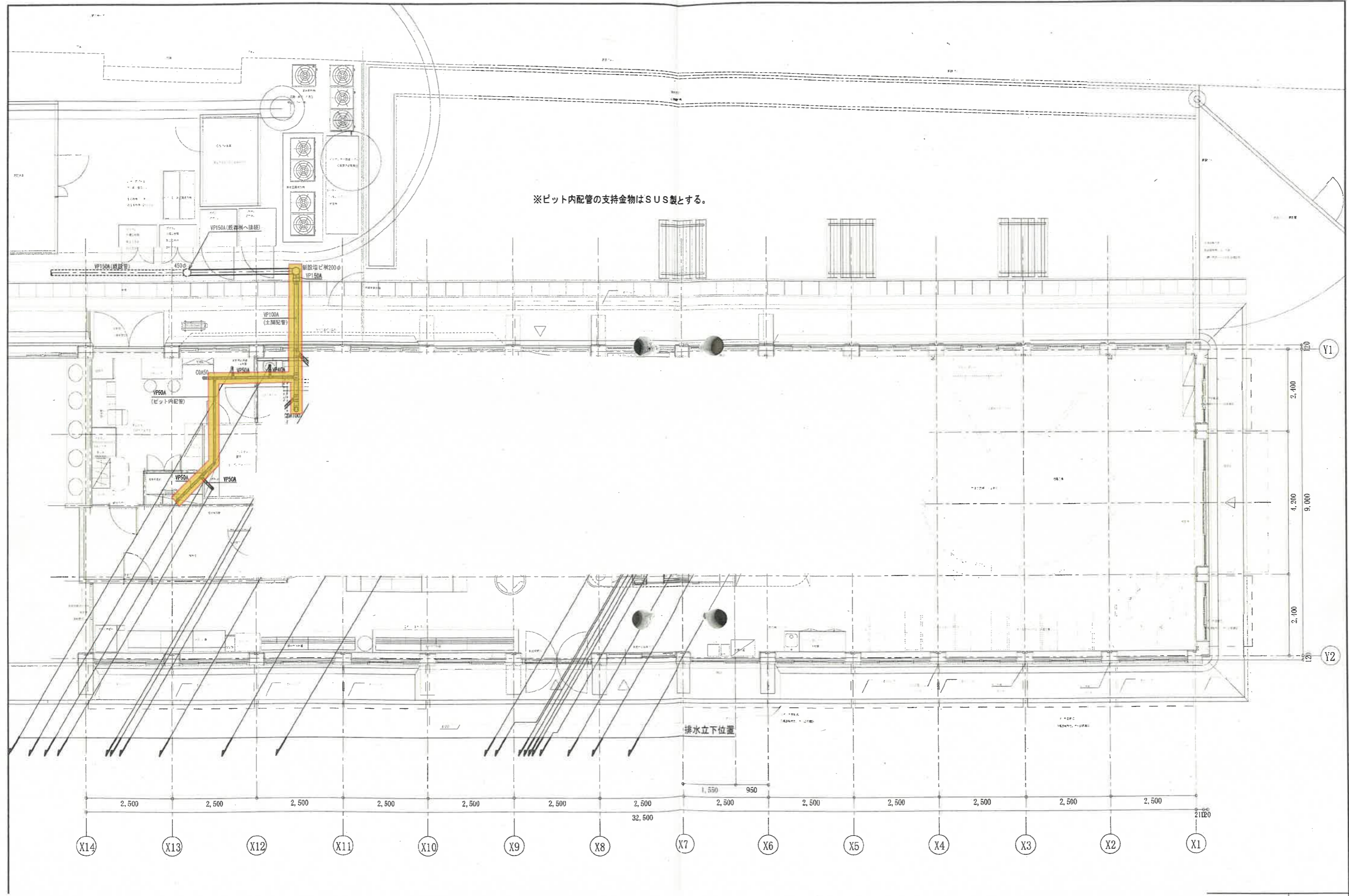
給水25A

※天井点検口

整理No. 図面No.

図面名称 給水・給湯配管設備竣工図 縮尺 1/50 (A1)

P-01



※ビット内配管の支持金物はSUS製とする。

排水立下位置

X14 X13 X12 X11 X10 X9 X8 X7 X6 X5 X4 X3 X2 X1

Y1
2,400
4,200
9,000
Y2

2,500 2,500 2,500 2,500 2,500 2,500 2,500 1,550 950 2,500 2,500 2,500 2,500 2,500 2,500 21000

32,500